

# 戸沢村新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 学生生活支援事業助成金交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、戸沢村（以下「村」という）が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、自粛生活を余儀なくされている村内出身の学生に対し、生活支援の助成金を交付する。

## (助成金)

第2条 助成金は、学生一人に対して2万円とする。

## (申請者の条件)

第3条 申請者については、戸沢村出身（親と同居していない）の学生及び現在戸沢村に住所がある保護者とする。原則、戸沢村立戸沢中学校平成25年度から平成28年度卒業生を対象とするが、医学部等、大学院生等に該当する場合その限りでない。

## (申請方法)

第4条 助成金を希望する学生又は保護者は、別紙申込書に必要事項を記入し、下記の書類を添付して教育委員会へ提出する。（申請書は、教育委員会に来るか、HPからダウンロード）

- ・ 振込通帳の写し
- ・ 在学証明書または学生証の写し（但し、有効期限内のもの）

(振込)

第5条 村は、前条の規定による申請があったときは、その内容を精査し、6月下旬から順次申請口座へ振り込む。振込口座は、学生本人または保護者名義でも可。

(助成金の取消等)

第6条 村は、虚偽その他の不正手段により申請した者に対して、その助成金を取り消すことができる。この場合において、すでに助成金が振り込まれた場合でも、期限を定めてその助成金の返金を求めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年6月15日から施行する。